つき一三〇円」に改め、「二一・三％及び」を削り、同表第〇四〇二・二九号中「二五・五％及び一キログラムにつき一二三円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一％及び一キログラムにつき一八九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一％及び一キログラムにつき二一〇円）」を「三一％及び一キログラムにつき二一〇円」に、「二九・八％及び一キログラムにつき九九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき一三〇円）」を「三六％及び一キログラムにつき一三〇円」に改める。

別表第一の三第〇四〇三・九〇号中「二九・八％及び一キログラムにつき九二円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき一二三円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき二〇〇円）」、「二九・八％及び一キログラムにつき一八九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき二〇〇円）」及び「二九・八％及び一キログラムにつき一八九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき二〇〇円）」を「三六％及び一キログラムにつき二〇〇円」に改める。

別表第一の三第〇四〇四・一〇号中「二九・八％及び一キログラムにつき九九円（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一二〇円）」及び「二九・八％及び一キログラムにつき一三五円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一二〇円）」を「三五％及び一キログラムにつき一二〇円」に改める。

別表第一の三第〇四・〇五項中「二九・八％及び一キログラムにつき一七九円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき二九〇円）」及び「二九・八％及び一キログラムにつき二一〇円（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六％及び一キログラムにつき二九〇円）」を「三六％及び一キログラムにつき二九〇円」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成三一年三月三一日」を「平成三二年三月三一日」に改める。

別表第二第二〇〇八・九九号中

(c)　その他	を	(d)　その他

に、

(d)　その他	を	(d)　第一二一二・二一号の物品のもののうち　ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	
		(e)　その他のもののうち　スィフォルミス	一〇％

に改める。

別表第二第二一〇六・九〇号中

(b)　その他のもの	
ハ　その他のもの	
(ロ)　その他のもの	
Ⅱ　その他のもの	
(Ⅱ)　その他のもののうち　ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	

を削る。

別表第五の七の項を次のように改める。

七	関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈠のBの(c)のイに掲げる物品 関税率表第二〇〇八・九九号の二の㈡のBの(d)に掲げる物品のうち ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）以外のもの

別表第五中一二の項を一三の項とし、八の項から一一の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次の一項を加える。

八	関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈠のAに掲げる物品 関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち 分蜜糖のもの

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

2　環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「及び附則第三条第三項の規定」を削る。

附則第三条第三項を削る。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十二号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

13　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十四億四千四百十万ドルの範囲内において、出資することができる。

第五条第五項中「額面百円につき百円」を「額面金額と同額」に改める。

第十条第一項中「銀行に出資する」の下に「アメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、」を加え、「その一部」を「その一部」に、「国債で」を「本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ」に改める。